

# ラオス民法教科書作成支援について

## － 1. 回顧と展望 －

慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘

### 第1 はじめに

ラオスへの法整備支援は、JICAによる技術協力の枠組みの下、法務省法務総合研究所(2001年に国際協力部(以下「ICD」と呼ぶ。)が設置されてからはICD)及び(財)国際民商事法センターが実施に協力してきた国際民商事法研修(1997年からラオスも参加)、名古屋大学及び法務総合研究所が実施に協力してきた本邦研修(1998年に開始)などに遡るが、2001年にICD教官が現地にJICA専門家として派遣されてからは、現地セミナーの一環として日本から民商事法の学者が講師(JICA短期専門家)として派遣され、「民商事法セミナー」が行われるようになった<sup>1</sup>。私は、2002年8月の民商事法セミナーを契機に、現地セミナー<sup>2</sup>、本邦研修<sup>3</sup>、教科書ドラフトへのコメント、JICA-Netを利用して行うテレビ会議<sup>4</sup>、ミニ・シンポジウム<sup>5</sup>、現地からの質問への電子メール・ベースでの対応、CD-ROM教材<sup>6</sup>の作成等の機会を通じて、この活動に関わった。

当初は、契約法、物権法など、民法の主要領域について、ラオス現行法と日本・その他の外国の制度との比較を中心としたセミナーであった。その際に、数多くの個別質問とともに、民法分野の内容を順次検討したいという要望が強まり、2003年夏の現地セミナーでは、ラオスの民法関連法規とフランス、ドイツ、日本の民法規定との対応(表)を提供し、2004年1月の本邦研修を契機に、その後の現地セミナーや本邦研修の機会を連続的に利用して、民法の総論、物権法、債権法の法理の概要を、ラオス現行法の関連規定と比較しながら、順次検討した。

2003年5月には、JICAによる「ラオス法制度整備プロジェクト」(当初予定は3年間。後に2007年5月まで1年間延長)が開始され、その活動内容の一部として民法教科書作成支援が加えられたことから、2004年11月の本邦研修を前に、教科書作成を意識した支援に対応するために、債権法、フランス法に詳しい野澤正充教授(立教大学)、物権法・担保物権法、

<sup>1</sup> 2001年は加賀山茂教授(当時、名古屋大学)が担当され、2002年は加賀山教授がCivil Law I(契約法が中心)を、私がCivil Law II(物権法が中心)を担当した。

<sup>2</sup> 民法関連では、①2002年8月8日～17日、②2003年7月28日～8月15日、③2004年3月2日～5日、④2004年8月9日～12日、⑤2005年3月7日～11日、⑥2005年8月などがある。

<sup>3</sup> 民法関連では、①2003年11月10日～11日、②2004年1月19日～20日、③同年11月4日～16日、④2005年5月23日～6月3日、⑤2005年11月7日～14日、⑥2006年11月21日～30日などがある。

<sup>4</sup> 内容的には、教科書作成方針(2005年2月18日、3月3日)、個別事項の検討(2005年10月27日)などが行われた。

<sup>5</sup> 民・商法典の編纂の意義について(2004年8月13日、ヴィエンチャン)。

<sup>6</sup> JICA-Net マルチメディア教材『Introduction to the Civil Law Systems』(JICA, 2005)。本教材は、<http://www.jica-net.com/CD/05PRDM015/index.html> において公開されている。

ドイツ法に詳しい古積健三郎教授（中央大学）に私が加わる形で、研修やセミナーが行われた。現地では、小宮由美長期専門家（司法アドバイザー、法務省）が教科書執筆のためのワーキング・グループ（ドラフト作成者が中心。以下「現地WG」と呼ぶ）を指導する形で執筆が進められ、2005年3月の現地セミナー以降は、ドラフト作成者からの報告が開始された。それに前後して、ドラフトに対するコメントや情報の追加、修正等が行われた。その後、民法教科書ドラフトは、司法省幹部の校閲を得て、修正等の指示があり、その作業が継続する形で現在に至っている。

民法教科書の必要性は、既に民商事法セミナーの段階から、法学教材の不足という点で、カウンターパートである司法省関係者との間でもしばしば話題に上り、問題意識を共有する課題の一つであった。また、ラオスにおいては、私が関与した時点でも既にいわばプロセス志向の支援スタンスの雰囲気があり<sup>7</sup>、日本側からの情報・資料を題材の一部にして、カウンターパート自らの手で教科書を作成すること自体が、アウトプットとしての物的成果にとどまらず、関係者の能力養成、知識普及、ラオス側のオーナーシップを維持しつつ、ベトナムやカンボジアとも異なる前提状況に適合した形での共同作業方式の開発につながるのではないかという認識が広まっていた感がある。以下では、この活動を振り返り、今後の法整備支援・協力の方法論の発展のために、反省点や課題を若干取りまとめておきたい。

## 第2 ラオスにおける民法の現状と民法支援の方法

### 1 民法関連法の制定経緯と特色

ラオスには、かつてフランス統治下で編纂された民法典も存在したが<sup>8</sup>、ラオス王国の独立（1953年10月）後、クーデタ等を伴う内戦状態が続いた末に、ラオス人民民主共和国の成立（1975年12月）に至ったため、形式的には承継されていない。現在、ラオスには形式的な意味での民法典はなく、実質的な意味での民法が、個別の制定法を中心にした形で存在する。それらは、1986年の人民革命党大会における「新思想」（チンタナカーン・マイ）・「新制度」（ラポップ・マイ）の導入決定を契機に、世界銀行の支援の下で<sup>9</sup>、【表2】にあるように、1990年を中心に、相当短期間のうちに、立て続けに制定された（以下、この実質的な意味でのラオスの民法法規群を「ラオス民法」と表現する）。これら現行ラオス民法の制定準備のプロセスでは、当時のラオス司法省の幹部（フランス語を解し、フランス民法の教育を受けている）に対し、幾人かのアメリカのアドバイザー（ハーバード大学ロー・スクールの David Smith, ニュー・メキシコ大学ロー・スクールの Theodore Parnell など）が関与したようである。そうした経緯を背景にして、現行ラオス民法には、①個別立法積上主義による

<sup>7</sup> プロセス志向型支援としてのラオス法整備支援の特徴づけに関しては、松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学4号（2006）40-41頁参照。

<sup>8</sup> これは、27章345か条からなる（1950年3月31日法律68号）（【表1】参照）。ちなみに、日本による仏印処理（1945年3月）後、フランスがいったん植民地支配を復活させた（1946年3月）。

<sup>9</sup> 包括的な民法典の編纂によらず、財産法以下の単行法を成立させた点は、「世銀の支援を介した英米法の影響」であるとされる。金子由芳『ラオスの経済関連法制の現状と協力の焦点』（国際協力事業団国際協力総合研修所、2001）11頁。

複数法規への分散，②比較的簡潔ないし簡素な条文構成，③フランス法的要素・社会主義法的要素・英米法的要素の混合的な性格といった特色が見いだされる<sup>10</sup>。

もっとも，1980年代末以降における自由主義経済システムを導入するための一連の立法に対しては，ラオス内部でも，「世銀の主導に対応して一通りの早急な法整備を実施してきたものの，簡素な単行法の羅列の観を呈しており，内容的不足や深刻な不整合が存在すること」などへの危惧も生じていると指摘されていた<sup>11</sup>。そうした傾向は，民法分野で特に顕著であるように思われる。そのことが，民法支援において特殊な困難さを感じさせた理由でもあった。この点について，ラオス民法の概要を確認した上で，改めて検証してみる。

## 2 ラオス民法の概要

### (1) 概観

ラオス民法を構成する個別法のうち，物権法関連のものとして，財産法・土地法・森林法などが，債権法関連のものとして，契約法・契約以外の債務法・契約履行担保法などが，家族法（広義）関連のものとして，家族法〔親族法〕・相続法・家族登録法などがある。

### (2) 財産法（物権法）関連

#### ア 私有財産権の承認・保障

財産法（【表3】参照）は，ラオスの所有権秩序の根幹をなすものとして，基盤的な重要性をもつ。それは，財産権を定義し，それを5種類に分類し，各種財産権の対象，内容，取得，利用規制をしている。それは，一方では，「消費財，個人用途の商品，施設，住宅，家具，家畜及び個人所得」を対象とし，「必要に応じて自らの資産及び所得を占有，利用，収益，処分する権利」として「私有財産権」を定義し，その保護を保障している（財産法1条，2条，20条，21条）。これに加え，財産法と同日に成立した相続法（【表9】参照）により，これを含む様々な財産権の法定相続又は遺言による承継が認められたことにより（相続法1条，2条，15条，32条，33条など。財産法35条も参照），私有財産制度を承認している<sup>12</sup>。

#### イ 物権変動関連

財産法（【表3】参照）では，民法関連法規として，財産権の取得・喪失・消滅に関する財産法V章（28条～55条）——これは，物権変動に対応する——，財産権の保護に関する財産法VI章（56条～68条）——これは，物権的請求権に対応する——が重要である。また，物権変動に関しては，土地登記に関する土地法（2003年改正。【表4】参照）10章（43条～51条）も重要である<sup>13</sup>。

<sup>10</sup> ③のうち，フランス法的要素については，本号・野澤正充教授の論考参照。

<sup>11</sup> 金子・前掲（注9）1頁。

<sup>12</sup> 1991年憲法15条も，このことを確認する。また，2003年改正憲法17条も同旨。

<sup>13</sup> もっとも，これらの法律は，「債権」と区別した意味での「物権」を対象を絞るものではないから，これらの規定を「物権法」の概念で表現することは，大陸法的な枠組みを強いて当てはめる印象を生じさせるとすれば，適切ではないかもしれない。ここにも，英米法的要素，社会主義法的要素と大陸法的要素との齟齬・調整問題が今後生じる契機があるといえよう。

ラオス民法では、財産権は、原則として財産の引渡し（当事者間の授受）によって移転するが、引渡前であっても当事者間で財産権の移転時期を契約によって定めるときは、それによる（財産法 28 条 1 項。なお、契約法 37 条 2 項はこのことを前提にしている）。ただし、登記が必要とされている財産権は、「登記が完了した時」に移転する（取得者の下に財産権が発生する）（財産法 28 条 2 項）。かかる物権変動の原則を引渡主義と呼ぶべきか、当事者の私的自治に委ねている部分の広さをどの程度のものと解釈するかにより、意思主義的要素も無視できず、ファジーな性格を残している。

所有権の原始取得に関する規定（財産法 36 条～44 条）のうち、42 条は取得時効について定めている。取得時効の期間は、不動産は 20 年、動産は 5 年であるが、いずれも「善意で継続した占有」を要件にしている。また、即時取得に関連する規定として、財産法 58 条と契約法 40 条（及び両者の関係）が目される。すなわち、財産法 58 条は、後述する物権的請求権（所有権に基づく返還請求権）関連の規定の中で、真の所有者が財産の返還請求をする際に、相手方たる占有者が他人の財産であることについて善意・無過失であったときは、占有者に対して「その財産の価値に応じた補償」をしなければならない旨を規定する（財産法 58 条 2 項）。一方、契約法 40 条は、売買及び交換に関する一般規定の中で、他人の財産を「市場価格で」購入した者が善意であったときは、真の所有者が返還請求をするときは、「相当の費用」を支払うべきことを規定する（契約法 40 条 1 項）。これらの規定は、いわゆる即時取得を認める一般規定がない中で、所有権の保護にややウェイトを置く形で取引における善意者の保護にも配慮を示しており、静的安全と動的安全とのバランスの取り方として、興味深い。

#### ウ 物権的請求権関連

財産権の保護に関しては、財産権に基づく請求権として、返還請求権、妨害排除請求権、財産権の侵害を生じさせるおそれのある障害の除去請求権、財産権の確認請求権の類型を規定する（財産法 57 条、62 条、63 条）。その際、善意の占有者に対しては果実・収益の取得や費用の償還請求を認めるが、悪意の占有者には一切否定しており、時効取得の場合と併せ、悪意者に対する制裁的色彩が強い（財産法 59 条～61 条）。

#### エ 財産権の内容・用益物権関連

いわゆる用益物権については、財産法には規定がなく、財産権の行使範囲に関する規定の中に、相隣関係的な法規が存在するにとどまる（財産法 46 条～54 条）。そこには、隣地から越境した樹木の枝や根の切取権（ただし、所有者への通知後 7 日以内に返答がない場合。財産法 48 条 1 項）、圍繞地通行権（財産法 49 条 1 項）、排水溝の敷設権（財産法 50 条）などが含まれている。

他方、土地法（【表 4】参照）は、財産法よりも遅く 1997 年に制定されたが、2003 年に改正された。これは、1990 年財産法に基づく市場経済システムの導入に伴い、土地使用権の分配（設定）や侵害をめぐって紛争が頻発し、社会問題化したことも背景

にしているとみられる<sup>14</sup>。土地法は、土地所有権が国家共同体に帰属することを規定する（土地法3条。なお、2003年憲法17条も参照）一方で、土地に対する使用権の設定<sup>15</sup>、その譲渡、相続、使用、果実収取等を承認する（土地法13条、52条～58条、65条～66条。なお、2003年憲法17条も参照）。また、外国人の使用権は最大30年（更新可能）、外国投資家の使用権は最大50年（更新可能）、経済特別区の場合は最大70年（国会決議によって更新可能）とされている（土地法65条）。もっとも、土地法の規定上、更新は「事案に応じて」とされており、国家による土地管理が前面に出た規定となっている。

また、公用収用に対する損失補償も規定されており、「相当な補償」が規定されている（土地法71条）。しかし、現実には、無補償での収用も問題になっているようである<sup>16</sup>。

民法との関連では、土地登記の手續規定も重要である（土地法43条～51条）。職権による登記の場合と申請による登記の場合がある（土地法44条）。もっとも、土地登記に関しては、土地法制定前から、既に1992年土地所有・管理令（1992年命令99号）に従い、世界銀行及びオーストラリアの支援を受けたトレンズ・システム方式の地積調査・土地登記・権原証書の発行のパイロット・プロジェクトが実施されている<sup>17</sup>。土地登記の後に（90日間の異議申立期間の経過後に）発行される土地権原証書（いわゆる地券。様式・記載内容は土地登記簿と同様）は、土地使用権の「唯一の証拠書類」とされる（土地法49条）。その証明力が実際どの程度のものであるか、いわゆる公信力にまで至るかは、なお明確ではない。加えて、土地登記及び土地権原証書の発行が進行する中で、法定の手續（財産法28条2項、土地法45条・51条など）によらず、同手續の煩雑さや費用を回避するために、土地権原証書それ自体の授受による譲渡や担保権設定の例もあるといわれ、その定着や効力については、今後の推移をみる必要があるだろう。

### (3) 債権法関連

#### ア 契約法

契約法（【表5】参照）については、既に野澤教授による本号の論考に分析されているので、基本的にそちらに譲りたい。注目されるのは、①契約の有効要件（前提要件）としての約因（契約法5条・6条）<sup>18</sup>、②確定無効（絶対無効）と不確定無効（相対無効）との区別（契約法13条、14条）など、フランス民法的要素との連続線の指摘は、制度の連続性という観点からも、大変興味深いものがある。この点については、①の約因のほか、契約の理由（契約法9条）、取消事由における一方的不利益や非良心的成約（契約法

<sup>14</sup> 2004年11月4日の本邦研修におけるチョムカム・ブッパーリワン氏報告でも、この点が指摘された。

<sup>15</sup> ラオス国民の使用権は最大30年（更新可能）とされている（土地法13条）。

<sup>16</sup> メコン川沿いの道路整備に伴う食品店の立退きなど（*Vientiane Times*, January 12, 2004, pp. 1-2）。小宮専門家のご教示による。

<sup>17</sup> 私も、2003年8月、小宮専門家とともに、ヴィエンチャンの土地登記所において、登記簿、地図、権原証書、譲渡証書等の作成実務を見学した。

<sup>18</sup> また、契約の「理由」を求める規定（契約法9条）も、これと同趣旨であろうか。

14条), 契約の履行が困難になった場合の通知義務と契約終了原因としての承認(契約法22条, 33条)などと併せ, 契約法の制定過程における世界銀行やアメリカのアドバイザーを介して, 英米法の影響とみる見解もある<sup>19</sup>。しかしまた, 恐らく制定過程からみる限り, フランス法教育を受けたラオス司法省の担当者と, 英米法の影響下にある世銀・アメリカの担当者との意見が合致した結果とみるのが妥当ではないだろうか。正確な検証を要する問題であるが, フランス民法典の影響を受けたラオス王国民法典と現行ラオス民法との間には形式的な連続性は切断されていても, 実質的なインフォーマルなレベルでは, 一定の連続性が存在することはむしろ自然であるように思われる。

また, 瑕疵担保責任が国際動産売買に関するウィーン条約等の国際的動向を反映した債務不履行ないし契約不適合的構成となっていること(契約法38条)などの指摘も注目に値する。

さらに, 契約類型として, 請負契約のほかに建設契約や運送契約を別類型として設ける点は, 一般消費者の活動に関する民事契約と生産活動に関する経済契約とを区別する社会主義的な発想が辛うじて残存しているとみ得るであろうか。その点の区別が具体的な効果の相違とどの程度連結するかは, 規定が簡素なこともあり, 不明確である<sup>20</sup>。あるいはまた, 陸上・水上の運送業者の債務や商取引に関する特則を民法典に編入していた旧民法典の承継とみる余地があるかもしれない(【表1】14章, 15章参照)。

#### イ 契約以外の債権発生原因

事務管理・不当利得・不法行為による債権・債務の発生に関しては, 契約以外の債務法(【表6】参照)に簡潔ながら規定がある。不法行為法は, ①一般不法行為の要件・効果(契約以外の債務法1条~9条)のほか, ②特殊不法行為として, 使用者責任, 監督者責任, 動物所有者・占有者責任, 物の所有者・占有者責任を規定している(契約以外の債務法10条~13条)。後者(契約以外の債務法14条)は, 土地工作物(日本民法717条等)などに限定せず, 広く物の所有者又は占有者の責任を肯定している点が興味深く, 参考になる。

#### ウ 債権担保法

債権担保に関しては, 契約法5章(24条~31条)のほか, 担保取引法(契約履行担保に関する法律。【表7】参照)が1994年に制定され, 2005年に改正された。2005年改正法は, 知的財産, 将来確実に生じることが証明できる事業又は活動の財産や果実, 物に対する権利又はその果実も, 担保の客体とし得ることを定めた(担保取引法19条)。経済活動の活性化に伴う担保財産の拡大の要請を背景とするものであろうか。本号における古積教授の論考は, 同法へのアメリカ統一商事法典(UCC)の影響, 約定担保に対する法定担保の優先(担保取引法7条1項)などの特色を指摘する。また, 担保契約は財務分野の登記事務所で登録しなければならず, 不動産による担保契約は当該不動産の

<sup>19</sup> 金子・前掲(注9)13頁。

<sup>20</sup> こうした契約法=国内法規定の簡潔性についても, それが「膨大な特約条項などを用いて当事者自治を貫徹する方針を有する」外資にとって有利な立法であるとの見方がある。金子・前掲(注9)13頁。

所在地の土地管理事務所にて登記しなければならない（担保取引法 31 条 1 項）。こうした包括的な担保登録制度は、欧州復興開発銀行（EBRD）の担保取引に関するモデル法（Model Law on Secured Transactions）の影響を受けているとも解されるが、これをラオスの取引実務に導入することが可能かつ適切かは、今後の検証課題である。ちなみに、不動産の担保（抵当）の場合は、土地権原証書の裏面に担保取引の内容が記載できるよう、記載欄が変更されている<sup>21</sup>。担保取引法によれば、担保契約は登録日以降に正式なものとなり、登録をしない担保契約は、契約者間で効果を持つものの、登録をした担保契約と同様の優先権を持たないと規定されている。さらに、登記事務所又は土地管理事務所で行われた担保契約の登録は公開され、閲覧可能にしなければならないとも規定されている（担保取引法 31 条 2 項・4 項・5 項）。これは、当該不動産について取引関係に入ろうとする第三者が、担保取引の内容についても容易に確認できるようにすることにより、担保不動産の流通を促すための規定のようにみえる。しかし、担保物件の譲渡は禁止されており、実務でも担保権付での取引はないようである<sup>22</sup>。

#### (4) 家族法関連

家族法（狭義＝親族法。【表 8】参照）では、夫婦と親子を中心に規定されている。夫婦の氏については、選択的別氏制がとられている（家族法 15 条）。子の氏は合意によって決定され、父又は母と異なる氏をもつ子はその親の承認を得て父又は母の氏を用いることができる。合意が成立しないときは、子の氏は裁判所が定める（家族法 31 条 4 項）。婚姻は申請に基づいて登録官が登録した日から効力を生じる一方、無効な婚姻（家族法 9 条、10 条違反）も、人民裁判所の裁判によらなければ解消されない（家族法 18 条）。そして、婚姻の登録後、人民裁判所による解消前に出生又は懐胎された子は、たとえ無効な婚姻（家族法 9 条、10 条）による男女間の子であっても、嫡出子とみなされる（家族法 19 条）。ここではいわば形式主義が貫かれている。

相続法（【表 9】参照）では、法定相続人として、被相続人の子と現存配偶者を挙げ、これらの者がいない場合に、①直系尊属、②傍系血族（兄弟姉妹がない場合、伯父（叔父）・伯母（叔母）にも及ぶ）、③国家又は法人、その他本法で定めた者の順となる（相続法 6 条）。相続権の内容は、被相続人の子と配偶者がある場合、夫婦財産は子と配偶者が 2 分の 1 ずつ、その他の被相続人の財産は子が相続する。直系尊属と配偶者間がある場合、夫婦財産は配偶者に、その他の被相続人の財産は 2 分の 1 ずつ分配される。傍系血族と配偶者間がある場合も同様に規定されている（相続法 17 条、18 条）。また、裁判所の決定により、親子関係が解消された親子は相互に相続権を失う（相続法 8 条）。また、養子縁組がされた場合、養子は実親から相続する権利を失う（相続法 19 条 3 項）。遺言、贈与又は負担付贈与による財産の処分は可能であるが（相続法 32 条、34 条、35 条）、一定の制限がある。すなわち、①被相続人に相続資格のある子が複数あるときは、その 1 人に全財産を遺贈、贈与、負担付で贈与することができない。また、②被相続人に子が 1 人あるときは被相続人の財産の 2 分の 1 を超えること

<sup>21</sup> 小宮長期専門家がヴィエンチャン市公証事務所で行った調査（2005 年 5 月 10 日）による。

<sup>22</sup> 担保取引法 25 条 2 項、古積教授の本号の論稿（「1」）、小宮（前掲注 21）調査。

ができず、③被相続人に子が2人あるときは、各人に対する割合が被相続人の財産の3分の1を超えることができず、④被相続人に子が3人以上あるときは、各人に対する割合が被相続人の財産の4分の1を超えることができない（相続法29条）。ここでは、共同相続人たる子との間の平等の確保に特に配慮されているように窺われる。

### 3 民法支援のあり方の模索

以上のように、1990年代において世界銀行を中心に、英米法的な色彩の強い単行法による民法関連の立法が一通り終わった後に、2000年前後から開始された日本の民法支援が、何を目標にして、どのように行うべきか、その支援や協力のあり方は必ずしも自明であったとはいえ、むしろ、いわば「個別立法積上主義」<sup>23</sup>の副作用を受ける形で、当初から様々な問題に直面してきたように思われる。その主な理由として、次の3点を挙げることができる。

第一に、現行ラオス民法が、複数の個別法に分散しているために、集中的に、かつ、まとまった形でその解釈や将来の改正の方向性を検討する対象を絞り込むことが困難であった。実際、司法省等の法律関連部局の担当者の間でも、個別法律間の民法規定の関係の仕方については意見が一致しないことが多く、規定の欠缺が存在するかしないか、特別規定の前提にあるべき原則規定は何か（どれか）といった問題についても、しばしば議論が紛糾した。現地セミナーや本邦研修を行うたびに、参加者から、民法全体を鳥瞰ないし順次網羅するような解説を求められたことにも、そうした背景があったものと推測される。したがって、現行法のコンメンタール作成方式の支援は、民法分野では、主要な関連個別法の並列的な規定解説になってしまい、法律実務において必要な事項を迅速に検索・確認するにも、法学教育において体系的な思考を深めるためにも、いずれも限界があったと思われる。

第二に、前記のようなラオス民法の現状にかんがみると、遠くない将来に改正があり得ることも予想され、また、実際、民法典の制定が立法計画の中に組み込まれていることも考慮に入れると、財産法、土地法、契約法など、特定の単行法に絞った形での教科書やコンメンタールの作成に着手すべきか、判断しかねたと考えられる。

しかしまた、第三に、いかに簡素な単行法とはいえ、いったん国家が定めた正式な手続に従って「法律」になると、事業の指針、裁判の基準、人々の行動パターンを規定するものとして、実際に解釈・適用が始まり、行政庁による取扱いや裁判例の蓄積による解釈論が展開され、その法規の下に様々なインフォーマル・ルールの形成が始まる。それゆえに、最初に簡素な単行法を試行的につくり、必要に応じて改正すれば足りる、と短絡的に考えることはできない。制度づくりに関しては、現行制度を——たとえその一部でも——完全に消去して、ゼロから出発することは決してできない。その意味で、現行ラオス民法を構成する個別法を横断的に視野に入れる必要がある。

以上の点を踏まえ、民法支援の方法としては、①現行制度をできるだけ網羅的に踏まえ

<sup>23</sup> 個別立法積上主義の長所と短所については、松尾・前掲（注7）47-49頁。

た解説をする一方で、②将来の民法改正の方向性も見据えて、小さくとも理論的に首尾一貫した内容を持ち、③実際に利用しながら、必要に応じて改訂を加えてゆけるような教科書を、まずは作成することが目標とされた。以下では、そのプロセスで感得された経験の幾つかを記しておきたい。

### 第3 民法教科書支援の経緯と課題

#### 1 現地 WG の活動とそれに対するコメント

教科書のドラフトの執筆は、その全体的な規模や内容構成について、現地 WG、小宮長期専門家、我々研究者の間で何度も協議を重ね、各章の執筆担当者を決めて、順次進めることになった。実質的な作業としては、小宮長期専門家の指導の下で行われた現地 WG の作業が重要であり、その記録が丹念に作成、配布されたことは、進展状況の把握、情報共有、経験の蓄積の上で、有益であったと思われる。

現地 WG の作成したドラフトは、英訳され、総則・物権法（松尾）、債権法（野澤）、担保取引法（古積）が分担して、通読し、コメント、追加情報、疑問点、確認等を付して返送した。それに対し、再度質問やコメントが求められ、それに回答する作業が行われた。

その後、出版許可を得るためにも、司法省幹部の校閲を要することが判明し、その手続を経て改定の上、印刷中であると聞いている。

#### 2 総論問題・前提問題

##### (1) 全体構成

教科書の全体構成としては、概ね、①総論・総則、②物権、③債権、④債権担保という順序立てによることとなった。これは一見パンデクテン的な構成に近いスタイルにもみえるが、むしろ、第一次的には、④にも現れているように、現行ラオス民法の状況を尊重し、②では財産法、土地法を、③では契約法、不法行為法を、④では担保取引法をベースにした解説が想定されているといえる。その上で、二次的に、パンデクテン方式によることは、主要問題をできるだけ漏れなく把握するための便宜のためであること、また、インスティトゥティオネスとパンデクテンとは必ずしも水と油の関係にはなく、いわゆる民法総則の中味はミニ・パンデクテンとあってよいし、カンボディア民法典草案のように、両者の折衷が可能であると考えられたことなども、理由に挙げられよう。こうした構成の採用も、最終的には現地 WG ・各執筆者に最終的に委ねられた。ベトナム民法典の影響などもあり、パンデクテン的なスタイルがとられた。

##### (2) 基本用語

権利能力・意思能力・行為能力、取消し・解除・撤回・合意解除など、言語上明確な区別がない法律用語については、説明的な記述を付し、コンテキストによって判断できるようにする形で対処することになった。

基本概念や制度の定義のほか、適切な具体例を入れた解説をどのようにすべきか、しばしば議論した。

### 3 民法総則関係

概ね、人・法人、物、法律行為、時効の構成によることになった。法律行為の概念は、ベトナム民法の影響などから、やはり採用されることになった。また、代理制度の位置付けについては、総則と債権法の委任の箇所の双方で言及することとされた。

### 4 物権法関係

所有権の定義や種類の解説をどの程度詳細にすべきかが若干議論になった。本邦研修や現地セミナーでは、所有権の種類をどう理解すべきか、所有権は一種で、主体や客体に応じた内容の相違があるとみるべきかなども話題になった。社会主義的な思想や理論にも絡む問題であり、ドラフト執筆者の考えに委ねられることになった。

引渡主義、意思主義、登記主義がミックスされたラオス民法の規定の解釈（財産法 28 条 1 項・2 項、契約法 37 条 2 項）については、あえて一義的な性格規定をせず、比較法的な情報記述の中で、ラオス民法の特色を位置づけることによった。

用益物権の記述をどうすべきかが問題になった。用益物権には、比較法的に多様な形態があり、しかも、それらは各国の土地利用の慣習や沿革にも規定される問題であり、標準的な類型があるとはいえないように思われる。また、土地の工業的利用、農業的利用など、長期間の安定した権原の要請にどうこたえるかは、各国の社会・経済状況も踏まえて、法政策的な判断に委ねられる問題でもあり、事実、ラオスの土地法でも、そうした配慮がみられる。

もっとも、用益物権の中でも、地役権の制度は、土地所有権思想のあり方にかかわらず、技術的な汎用性が比較的高いと考えられる。ラオス民法では、土地使用権の内容規制の中で、相隣関係における法定地役権的な規定があるが（土地法 61 条）、相隣関係を超えて適用可能な約定地役権に関する解説が将来的には有用であろう。この点は、提供すべき題材や議論を蓄積する時間が十分になかった点であり、今後展開の余地がある課題領域であろう。

また、環境保護の観点から、共同体的所有が再評価されつつあるが、この点についても、十分に踏み込む時間がなく、今後の課題である。

### 5 債権法関係

既に、野澤教授の論考でも指摘されているが、債権総論に当たる規定の取扱いが、最も困難な点であり、今後の発展的な課題として残されている。この領域は、国際的にも、また、日本の国内でも、改めて議論の対象になっていることから、今後引き続き情報交換を続けてゆくことが、相互に有益であると考えられる。

また、契約類型の規定に関しては、ラオスにおいて、商法（総則）分野がどのように展開・発達するかに応じ、その領域との調整も今後問題になると思われる。

### 6 その他

現地 WG の活動やドラフト執筆者にとってはもちろん、今後、ラオスの法制度を質・量ともに充実させてゆくためにも、ラオ語でアクセス可能な、より多くの比較法的情報の蓄

積が必要かつ有益であると思われる。今回のプロジェクト（第1フェーズ）では、この点をプロジェクト内容に組み入れるよう提言するタイミングがなかったが、フランス法、ドイツ法、アメリカ法、イギリス法、日本法など、良質の法学文献をラオ語訳する活動を支援することには、将来にわたる大きな副産物も予想され、インフラ整備的な重要な意義があるように思えてならない。少なくとも、そうした法学関係の資料が、司法省を始めとする官庁にも、大学にも、十分ではないという印象を受けた。

ベトナム、カンボディアに対する法整備支援が先行する中で、ラオスの法整備・法発展に対する日本側の長期的な支援スタンスが不明であり、限られた視野の中で、協力の在り方を探らなければならなかったことは、お互いにどこまで踏み込んでよいか、躊躇される場面が少なくなかったように思われる。

他方において、支援・協力を行う立場にある私自身が、ラオスの歴史（法制史を含む）・社会・経済・政治についての研究が不十分であったように思われるし、ラオ語の習得もできないままであったことが、大いなる反省点と課題であることも明らかである。

#### 第4 おわりに

私がラオスに関心を惹かれたきっかけの一つとして、1997年7月から9月の間、シドニー大学法学部に客員教授として滞在していた折に、国際法のイワン・シーラー（Ivan Shearer）教授が研究室で雑談をしていて語ってくれた話が忘れ難い。かつてUNDPの活動でラオスを訪れていたシーラー教授にとって最も印象的だったことは、仏教遺跡の洞窟のあちこちに置かれた仏像が、だれでも手に取れる場所に置かれていて、小さなものなら手を伸ばしてポケットに入れてしまえば分からないのに、人々は決してそういうことをしたがるらない、ラオスは小さいがとても不思議な美しい国だという話であった。その後、偶然にも、2001年12月のJICEによる留学生無償支援の面接や、2002年8月の現地セミナーを契機に、ヴィエンチャンを訪れる機会に恵まれたが、この話がしばしば思い起こされた。

シーラー教授が訪れていたころのラオスは、まさに1990年代初期の最初の法制度整備期にあったと思われるが、その後、ラオスでも徐々に経済活動が活性化し、訪れるたびに少しずつではあるが、変化も感じ取られるようになった。と思われたころ、ある時ふと立ち寄ったヴィエンチャンの骨董品店で、古めかしい木彫の仏像に魅せられていたとき、150ドルでどうだと勧められ、「これはどの地方のものですか」と尋ねると、「ルアンプラバンの洞窟からです」という答えが返ってきたのには面喰った。一瞬、「私はここで一体何をしているのだろう」という思いに駆られた。結局、何も分かっていなかったのではあるまいか。

法整備支援に、わずかばかりであるが、携わる中で、今まで当然と思っていた原則に、想定以上の多様性があることを実感し、自らの知識の浅薄さや了見の狭さをしばしば再認識する中で、改めて開発の意味、市場メカニズムやそれを支える法原則の普遍性、その前提条件、導入のペースと順序の問題を、改めて真剣に深く考えてみたいと思う。

【表1】ラオス（旧）民法典

章	タイトル〔内容〕（該当条文）	章	タイトル（該当条文）
1	前置規定（1～3）	15	商取引に関する特則（226～229）
2	婚姻（4～22）	16	売買及び交換
3	離婚（23～29）	17	賃貸借契約
4	夫婦財産に対する婚姻の効果（30～43）	18	組合契約（272～279）
5	〔親子関係〕（44～54）	19	貸借（280～301）
6	父親・未成年子・無能力者であることから生じる権利・義務（55～71）	20	保証（302～306）
7	不在者（72～74）	21	賭博（307）
8	財産及び様々な形態の財産権（75～105）	22	担保設定（308～315）
9	相続（106～134）	23	民事及び商事に関する身体の強制（316～323）
10	〔尊属分割〕（135～137）	24	寄託（324～328）
11	生前贈与及び遺言（138～151）	25	委任（329～335）
12	契約及び合意による債務一般（152～185）	26	和解（336～339）
13	合意なしに成立する義務（186～201）	27	時効（340～345）
14	陸上及び水上の運送業者の債務（202～225）		

【表 2】ラオス民法

法令名	法律番号	人民最高会議採択日	公布日
①財産法	1990 年法律 1 号	1990 年 6 月 27 日	1990 年 7 月 27 日
②契約法	1990 年法律 2 号	1990 年 6 月 27 日	1990 年 7 月 27 日
③相続法	1990 年法律 3 号	1990 年 6 月 27 日	1990 年 7 月 27 日
④家族法	1990 年法律 7 号	1990 年 11 月 29 日	1990 年 12 月 24 日
⑤契約以外の債務法	1990 年法律 8 号	1990 年 11 月 29 日	1990 年 12 月 24 日
⑥家族登録法	1991 年法律 3 号	1991 年 12 月 30 日	1992 年 4 月 6 日
⑦公証法	1991 年法律 4 号	1991 年 12 月 30 日	1992 年 4 月 6 日
⑧担保取引法 ／改正	1994 年法律 7 号	1994 年 10 月 14 日 2005 年 5 月 20 日	1994 年 11 月 5 日
⑨森林法	1996 年法律 1 号	1996 年 10 月 11 日	1996 年 11 月 2 日
⑩土地法 ／改正	1997 年法律 1 号 2003 年法律 48 号	1997 年 4 月 12 日 2003 年 10 月 24 日	1997 年 5 月 31 日 2003 年 10 月 27 日

\* ほかに、関連民事法として、民事訴訟法（1990 年法律 9 号・同年 11 月 29 日人民最高会議採択・同年 12 月 24 日公布）、事業法（1994 年法律 3 号・同年 7 月 18 日人民最高会議採択・同年 3 月 13 日公布／2006 年改正）などがある。

【表 3】財産法

章	タイトル	該当条文
第 1 章	総則	1 条～ 2 条
第 2 章	国有財産権	3 条～ 8 条
第 3 章	共同体財産権	9 条～13 条
第 4 章	自営財産権、民間財産権及び私有財産権	14 条～27 条
第 5 章	財産権の取得と消滅	28 条～45 条
第 6 章	財産の使用の範囲	46 条～55 条
第 7 章	財産権の保護	56 条～68 条

【表4】土地法

部・章	タイトル	該当条文
第Ⅰ部	総則	1条～7条
第Ⅱ部	土地管理及び土地登記	
第1章	土地管理	8条～14条
第2章	農地の管理	15条～18条
第3章	林地の管理	19条～22条
第4章	水源地の管理	23条～26条
第5章	工業地の管理	27条～29条
第6章	交通用地の管理	30条～32条
第7章	文化的史跡地の管理	33条～34条
第8章	防衛施設地の管理	35条～37条
第9章	建設用地の管理	38条～42条
第10章	土地登記	43条～51条
第Ⅲ部	土地使用者の権利及び義務	
第1章	土地に対するラオス国民の権利及び義務	52条～63条
第2章	居住外国人, 無国籍者及び外国人による土地 の賃借又は譲与に関する権利及び義務	64条～67条
第3章	損害賠償・損失補償	68条～72条
第4章	解放闘争時に管理当局が人々に授与した土 地及び国家を捨てて国外に逃亡した者の 土地	73条～76条
第Ⅳ部	土地使用の検査	77条～79条
第Ⅴ部	土地紛争の解決, 生産的な者に対する政策及 び違反者に対する措置	80条～84条
第Ⅵ部	最終条項	85条～87条

【表5】 契約法

部・章	タイトル	該当条文
第Ⅰ部	総則	
第1章	一般原則	1条～2条
第2章	契約の前提要件	3条～12条
第3章	無効な契約	13条～17条
第4章	契約の履行	18条～23条
第5章	契約の履行を担保する方法	24条～31条
第6章	契約の変更, 解除及び終了	32条～36条
第Ⅱ部	契約の性質	
第1章	売買及び交換	37条～42条
第2章	売買契約について	43条～45条
第3章	消費貸借契約	46条～48条
第4章	貸借契約	49条～52条
第5章	寄託契約	53条～55条
第6章	委任契約	56条～58条
第7章	請負契約	59条
第8章	建設契約	60条～61条
第9章	運送契約	62条
第10章	組合契約	63条～65条

【表6】 契約以外の債務法

部・章	タイトル	該当条文
第Ⅰ部	自己, 他人, 国家の行為, 自己の管理下にある物から生じる責任について	
第1章	自己の行為から生じる責任	1条～9条
第2章	他人, 国家の行為, 自己の管理下にある物から生じる責任	10条～13条
第Ⅱ部	事務管理及び不当利得	
第1章	事務管理	14条～16条
第2章	不当利得	17条～18条

【表7】担保取引法（契約履行担保に関する法律）

章	タイトル	該当条文
第1章	総則	1条～9条
第2章	動産による担保	10条～19条
第3章	不動産による担保	20条～25条
第4章	人による保証	25条～30条
第5章	担保に関する共通原則	31条～38条
第6章	最終条項	39条～40条

【表8】家族法〔親族法〕

部・章	タイトル	該当条文
第I部	総則	1条～5条
第II部	婚姻の申込及び婚姻	
第1章	婚姻の申込	6条～8条
第2章	婚姻	9条～10条
第3章	婚姻の手續	11条～12条
第4章	婚姻関係	13条～15条
第5章	婚姻関係の解消	16条～25条
第6章	夫婦の財産	26条～28条
第III部	親子の権利及び義務	
第1章	認知〔及び親子の権利・義務〕	29条～36条
第2章	養子縁組	37条～42条
第3章	子及び無能力者の後見人の指名	43条～46条
第IV部	外国人，外国人居住者，無国籍者及び海外のラオス人に対するラオス家族法の適用	
第1章	ラオス国民と外国人，外国人居住者又は無国籍者との婚姻並びに離婚，及びラオス人民共和国にいる外国人，外国人居住者又は無国籍者との婚姻並びに離婚	47条～48条
第2章	外国にいるラオス国民間の婚姻及び離婚	49条～50条
第3章	ラオスの子の養子縁組	51条

【表9】相続法

部・章	タイトル	該当条文
第Ⅰ部	総則	
第1章	相続財産及び相続の根拠	1条～5条
第2章	相続人	6条
第3章	相続権の喪失	7条～9条
第4章	相続の承認と放棄	10条～14条
第Ⅱ部	法定相続権	
第1章	法定相続人間での相続財産の配分	15条～24条
第2章	相続の順位	25条～27条
第3章	遺産分割の請求	28条～31条
第Ⅲ部	遺言によって相続する権利	
第1章	遺言の作成	32条～39条
第2章	遺言の取消し	40条～42条
第3章	遺言の執行	43条～44条
第Ⅳ部	相続財産の保全及び相続人の責任	
第1章	相続財産の保全	45条～48条
第2章	相続人の責任	49条～52条

# ラオス民法教科書作成支援について

## － 2. 債権法について －

立教大学大学院法務研究科教授

野澤正充

### 第1 はじめに

私がラオスの法整備支援に携わったのは、2004年11月15日の本邦研修に際して、慶應義塾大学の松尾弘教授から、日本の債権譲渡、債務引受及び契約当事者の地位の移転についての講義をしてほしいと依頼されたことに始まる。この本邦研修は、朝10時から夕方5時まで行われ、その際に印象的だったのは、ラオス司法省のメンバーが、債権譲渡の対抗要件（民法467条）をなかなか理解することができなかつた点である。というのも、債権譲渡の対抗要件としては、債権を譲渡した旨を債務者に通知する（又は債務者がこれを承諾する）ことが要求されるが、ラオスのメンバーによれば、譲渡人が債務者に「通知」すれば、債務者がそれに対して「返事」を返すのが普通ではないか、その返事の時点で債権譲渡が効力を生じるのではないか、という点が疑問だったのである。

ところで、ラオスの契約法（「契約における債務に関する法律」）でも、債権譲渡の規定は存在する。すなわち、同法23条1項は、「債権者は、債務者に物を請求する権利を第三者（新債権者という）に譲渡する権利を有する」とし、債権譲渡の有効性を認めている。ただし、同2項は、「債権者は新債権者に対し、債務の請求に関する書類を引き渡さなければならず、また、新権利者に譲渡した権利に虚偽がある場合は、新債権者に対してその責を負う」と規定し、債権譲渡の対抗要件を規定せず、その権利行使に「債務の請求に関する書類」を要求している。これは、債権の譲渡及びその権利の行使に書面を要求する制度であり、債権譲渡は確実になされるものの、容易にはできず、必ず書面の引渡しを要するため、手続としてはかえって面倒である。換言すれば、現時点のラオスの経済社会が、日本におけるような頻繁な債権譲渡を要求していない、ということを実証しているといえよう。そして、前述した、債権譲渡の対抗要件に対するラオスのメンバーの、私たちにとってはやや奇異に思える問いも、農業を中心としたラオスの社会を前提とすると容易に理解することができる。

しかし、今回の法整備支援の目的からも明らかなように、ラオスの経済社会も転換点を迎えている。すなわち、旧ソビエト連邦やベトナムにおける改革の影響を受け、ラオスも経済の開放化や市場経済原理の導入がなされている。ラオスには、2005年の3月と8月との2回にわたって、現地セミナーの講師として訪れたが、近いうちにその経済構造は大きく変わることが予測される。そうだとすれば、債権譲渡をはじめとして、これまでのラオスでは必ずしも必要のなかつた我が国や欧米の法制度も、ここ数年のうちに導入する必要性が生じてく

るものと思われる。

私に関与した民法（債権法）の教科書支援も、日本法及びその背景となったフランスやドイツの法制度の理解が中心となり、ラオスのメンバーには理解が困難であったと思われる部分もある。しかし、ラオスの将来の経済発展とそれを支える法制度の整備にとって、このような支援が必要かつ不可欠なものであると考えている。

以下では、この教科書支援（民法の債権法、特に契約法）において、ラオスのメンバーの理解が困難であった点を中心に、日本法との比較の観点から検討する。

## 第2 ラオス民法に存在しない日本の法制度

### 1 民法典とパンデクテン・システム

ラオスには、民法典という法典は存在しない。すなわち、ラオスの「民法」といわれるものは、先に触れた契約法のほか、事務管理・不当利得・不法行為などの法定債権関係を定めた「契約以外の債務に関する法律」と、物権関係を定めた所有権法とから成る。なお、担保物権法に相当する部分は、契約法の第5章に「契約履行の担保手段」として、質権と保証を中心に若干の規定が置かれている（24条～31条）。

この構成からも明らかなように、ラオス民法では、民法総則を始めとして、すべての編に総則を有し、各則と対置される、いわゆるパンデクテン・システムが採用されていない。これは、ラオスの民法が、主として、かつての宗主国であるフランス法の影響の下に制定されたことによるものであろう。すなわち、フランス民法典は、人事編・財産編及び財産取得編の三編から成るインスティチューション・システムを採用し、ラオス民法も、それにならって、人事編とは別に、財産編に当たる所有権法と財産取得編に当たる契約法とを区別したものであると思われる。

パンデクテン・システムとインスティチューション・システムには、それぞれメリットとデメリットとがあるが、民法教科書の作成支援を行う際には、そのいずれを採用するか、また、民法総則の内容をどう扱うかが、まず問題となる点である。この点については、主に松尾教授が苦勞されたことであるが、最終的には、一応パンデクテン・システムを採用し、契約法の中の錯誤や詐欺などの意思表示に関する項目は、総則と契約法との両方で触れることとした。

なお、ラオス民法、とりわけ契約法において、フランス民法の影響が大きいことは、その各制度に現れる。この点については、日本法との相違点として後述する。

### 2 契約自由の原則

民法の基本原則の一つとして、契約自由の原則が挙げられる。これは、契約をするかどうか、その相手方をだれにするかを自由に決める（成立の自由）とともに、内容の決定及び方式の自由を含むものである（91条参照）。しかし、この原則は、当然のものではなく、自由主義経済の政策的な原則であるとされている。すなわち、フランス民法典が制定された当時の資本家は、封建的な制約から解放された自由な経済活動を行うことを望んでいた。

これを理論的に根拠づけたのが、市場における自由競争により、「見えざる手」(アダム・スミス)に導かれて経済活動が調和的に進行する、というレッセ・フェール(laisser faire=自由放任)の思想である。民法の契約自由の原則も、レッセ・フェールの考えを前提に作られている。

この契約自由の原則は、現在のラオスでは、受け入れられない。というのも、ラオスは、ラオス人民革命党による一党支配体制が確立し、共産主義が採られ、資本主義経済の原則は採られないからである。しかし、旧ソビエトも、ロシア共和国となり、1994年のロシア連邦民法典第1部では、契約自由の原則が認められている、との指摘がなされている(谷口知平=五十嵐清『新版注釈民法(15)』(有斐閣、1996年)13頁)。

### 3 債権総則の諸制度

#### (1) 概説

ラオス契約法には、日本民法の債権総則に相当する規定がなく、わずかに債務の履行に関する若干の補充規定(18条~20条)と、弁済の規定(21条)及び債務不履行に関する簡単な規定(36条)が散見されるだけである。しかし、今後のラオスの経済社会の発展を想定すると、強制履行に関する民事執行法の整備のほか、民法の領域でも、前述した債権譲渡に加えて、債務者の責任財産の保全に関する債権者代位権や詐害行為取消権、多数当事者の債権関係に関する規定を整備してゆくことが不可欠であろう。

#### (2) 債務者の責任財産の保全

債権者代位権とは、自己の債権を守るために、その債務者が持っている権利を行使する権利である(民423条1項本文)。例えば、債務者が第三者(第三債務者)に対して債権を有しているのに、回収しても債権者に取られてしまうと思って、その債権を取り立てずに放置しているような場合に、債権者は、債務者に代わって、債務者の第三債務者に対する債権を請求することができる。この場合において、債権者は、第三債務者から受け取った金銭を、事実上、自己の債権の弁済に充てることができる。したがって、債権者代位権は、債権者の債権回収手段ともなっている。また、債権者代位権によれば、債務者の持っている取消権や解除権などの権利を行使することも可能である。

他方、詐害行為取消権は、債務者が債権者を害することを知りながら行った契約の取消しを、債権者が、裁判所に請求できる権利である(民424条1項)。その趣旨は、債権者代位権と同じく、債務者の責任財産を維持することにある。例えば、債務者がその唯一の財産である不動産を第三者(受益者)に贈与し、その受益者が更に転得者にそれを転売した場合にも、その贈与契約の効力を否定し、責任財産から逸出した財産を取り戻し、強制執行の対象にする制度である。

この二つの制度は、いずれもフランス民法に由来する。すなわち、債権者代位権は、フランス民法1166条に規定があり、間接訴権(action indirecte)といわれる。また、詐

害行為取消権は、フランス民法 1167 条に由来し、その起源はローマ法上のパウルス訴権（*actio Pauliana*）にある。ドイツや英米でも同様の制度が存在する。この両者が、ラオスの社会においても必要となるであろうが、とりわけ詐害行為取消権は、債務超過に陥った債務者がその財産を隠したり、処分したりすることが多いため、不可欠の制度となると思われる。

### (3) 多数当事者の債権債務関係

ラオス契約法にも、多数当事者の契約に関する規定が 1 条だけ存在する。すなわち、契約法の 4 条 2 項は、「多数当事者による契約とは、契約当事者相互間に権利及び義務を発生させる、二者以上の当事者による合意である」と規定する。しかし、それが具体的にどのような内容を想定しているかは、必ずしも明確ではない。

これに対して、日本民法の多数当事者の債権債務に関する規定には、二つの異なる機能を有する制度が存在する。

一つは、同一の給付（債権関係）について、2 人以上の債権者又は債務者が存在する場合である。例えば、ABC の 3 人が共同して事業を始めるに当たり、事務所として建物の一室を借りた場合に、その賃料債務をどのように負担するかが問題となる。日本民法は、この場合に対処するものとして、分割債権・債務（427 条）、不可分債権・債務（428 条以下）、及び連帯債権・債務を定めた。さらに、規定はないが、解釈論上、不真正連帯債務が認められる。

ところで、債務者が複数存在するということは、債権の回収をより確実にすることを意味する。そこで、多数当事者の債権債務のもう一つの機能としては、債権の人的担保が挙げられる。このような機能を営むものとしては、上記の連帯債務（432 条以下）や不可分債務（430 条）も挙げられるが、その典型は保証債務（446 条以下）である。

このように、2 人以上の者が債権者又は債務者となることはまれではない。その場合に主に問題となるのは、次の三点である。

第一に、債権者・債務者間でどのように請求がなされるかが問題となる。すなわち、複数の債権者がいる場合に、各債権者は全額の請求ができるか、その一部の請求にとどまるか、また、債務者が複数いる場合には、各債務者は全部の履行を請求されるか否かが問題となる。

第二に、例えば時効の中断など、債権者又は債務者の 1 人について生じた事由が他の債権者又は債務者に影響するかが問題となる。

第三に、複数の債権者・債務者間の内部関係が問題となる。すなわち、複数の債権者の 1 人が受領した弁済を他の債権者にどのように分配するか、また、複数の債務者の 1 人が全額を弁済した場合に他の債務者がどのように負担するかが問題となる。

ラオス契約法では、保証については、1 条ではあるが、次のような詳細な規定が存在する。

#### 「第 30 条 個人又は法人による担保（保証）」

- ① 個人又は法人による担保とは、債務者が消費貸借契約に従って履行しないときに、個人又は法人が債務者に代わって債務を弁済することを保証する旨の合意をした担保をいう。
- ② 債務者のために債務を担保する場合、保証人は債務額の全部又は一部の弁済を担保することができる。契約に明記された支払期限が満了した時は、債権者はまず債務者に対して請求しなければならず、そこで債務者が債務の支払をしなかった場合は、債権者は保証人に対して請求を行う権利を有する。
- ③ 保証人は、契約での合意に従って、債務者に代わって債務の全部又は一部を支払わなければならない。
- ④ 債務の支払において、保証人が義務を有するのは元金の支払についてのみであり、金利その他費用については、契約で合意しない限り、債務者の負担となる。
- ⑤ 債務者が債務の一部のみについて支払能力を有する場合、保証人は残りの部分を支払わなければならない。債務者に代わって債務を支払った保証人は、債務者に対する債権者となり、自らが支払った元金に金利を加えて支払を請求する権利を有する。保証人は自らが担保した債務者を保護する権利を有する。債務者及び保証人は債務の弁済状況について相互に連絡し合う義務を有する」。

この規定は、ラオスにおいても保証という担保形態が活用されていることを示している。しかし、保証のみならず、多数当事者の債権債務関係に関する規定を整備しておくことも必要である。

#### 4 債権各論の典型契約

日本民法の「契約」の章は、第 1 節「総則」と、第 2 節以下の各論とに分かれ、その各論には、贈与、売買以下、13 の契約類型が規定されている。これらはローマ法以来の契約類型で、「典型契約」と呼ばれている。これと同じように、ラオスの契約法も、11 の典型契約が規定され、その内容は比較的詳細である。具体的には、売買・交換・消費貸借・使用貸借・賃貸借・寄託・委任・請負・建設請負・運送・組合の 11 類型であり、日本民法と異なるのは、請負契約（59 条）と建設請負契約（60 条）とが区別されていることと、運送契約（62 条）が独立の契約類型として規定されていることである。

各契約類型の個別の規定にまで立ち入ることはできないが、他人物売買は無効と解されていること（37 条 2 項）、賃貸人が第三者に賃貸目的物を譲渡した場合には、賃貸人が事前にこの第三者に賃貸借契約の存在を通知していれば、賃借人がその第三者に対して賃貸借契約を主張することができること（52 条）などが、日本民法と異なる点であろう。

また、瑕疵担保責任に関しては、次のように、ウィーン売買条約などの国際的動向を反

映した規定が置かれていることも注目されよう。すなわち、物の欠陥も契約不適合の一場合であるとし、代金減額・解除・損害賠償のほか、買主に完全履行請求権を認めるとともに、その検査義務を課すものである。

#### 「第 38 条 売却物の品質

- ① 売却物の品質は、契約の内容に従って適切でなければならない。売却した物が契約に定められた品質に達していない場合には、売主はその物に対する責任を負わなければならない。
- ② 買主がその物の品質が粗悪であることを知った場合、買主は品質を備えた同種の物との交換、又は代金減額若しくは契約の解除を請求し、同時に損害賠償を請求する権利を有する。
- ③ 買主は、購入した物を検査する義務を有し、購入した物に欠陥が発見された場合、直ちに売主に対しその旨通知しなければならず、これが行われなときは、買主が自らかかる欠陥に対し責任を負わなければならない」。

他方、日本民法の契約総則に当たる規定は、ラオス契約法には存在しない。ただ、解除に関する規定が、1条設けられているにすぎない(32条)。それゆえ、同時履行の抗弁や危険負担についてどのように考えられているかは、不明である。もっとも、セミナーでは、同時履行の抗弁については、実務で同様に解されている旨の発言がなされていた。

## 5 法定債権—事務管理・不当利得・不法行為

まず、事務管理と不当利得については、ラオスの法定債権法に簡単な規定が置かれている(14条以下)。とりわけ、不当利得については、故意による不当利得(17条)と錯誤による不当利得(18条)とが区別され、その返還義務の範囲が定められている。日本民法の悪意による不当利得(704条)とそうでない場合(703条)の区別に対応するものであると解される。

不法行為については、日本民法 709 条と同じく、一般的不法行為の規定(ラオス法定債権法 1 条以下)が定められているとともに、無過失責任を定める特殊な不法行為に関する規定が、「第 2 章 他人、国家の行為、自己の管理下にあるものから生じる責任」として置かれている。具体的には、使用者責任(10条)、責任を認識する能力のない未成年者と精神障害者の監督者の責任(11条)、動物の所有者と占有者の責任(12条)、及び、工作物責任(13条)である。また、簡単ではあるが、共同不法行為に関する規定も存在する(8条)。

そうだとすれば、法定債権法については、ラオス民法も日本民法にほぼ相当する制度を有していると思われる。それゆえ、今回の法整備支援では、各規定の内容を日本法に照らして、やや詳細に検討した。

### 第3 ラオス民法に特有の法制度

#### 1 契約の条件

日本民法には規定がなく、ラオス契約法に特有の法制度も存在する。その一つとして、恐らくフランス民法に依拠する規定であると考えられるが、契約の原因を契約の要件とする。すなわち、ラオス契約法は、「契約の原因は合法でなければならない」（5条）とし、「契約の原因とは、契約の締結を促し、契約当事者に自己の権利義務を遂行させることである」とする（6条）。

このような原因（コーズ）は、今日のフランスでもその要否について見解が分かれ、国際商事契約原則等では採用されていない。しかし、今回の法整備支援では、この問題について深く立ち入らず、今後の課題とした。

#### 2 無効—絶対無効・相対無効

ラオスのメンバーとの間で、最も議論したのは、無効の概念である。すなわち、日本民法では、無効と取消しとを区別するのに対し、ラオス契約法は、次のような比較的詳細な規定を置いている。

##### 「第13条 無効な契約

本法律5条に規定された条件に適合していない契約は、無効とみなされる。

契約には、不確定無効又は確定無効、全部無効又は一部無効の場合がある。

##### 第14条 不確定無効又は確定無効となる契約

不確定無効契約とは、自然人の権利及び利益にのみ関係する契約である。

不確定無効契約は以下のとおりである。

詐欺若しくは脅迫により締結されたか、又は当事者の一方が損害を被る契約

行為能力のない自然人により締結された契約

意思無能力者により締結された契約

代理人の悪意によって締結した契約

特に重大な局面でやむを得ず締結した契約

不確定無効契約は、権利及び利益を喪失する側の当事者がこの契約に同意又は承認した場合、有効な契約とみなされる。

確定無効契約とは、国家又は社会全体の権利と利益に関係する契約である。

確定無効契約は以下のとおりである。

国家又は社会の利益に反して締結された契約

法人によって、その組織及び活動に関する定款に反して締結された契約

秘密裏に締結された契約

契約の形式に違反して締結された契約

契約当事者は、いかなる場合も確定無効契約を承諾及び承認する権利を有しない。

##### 第15条 全部無効又は一部無効となる契約

契約が無効となる理由が契約の全体に関係する場合、当該契約はその全部無効で

あるとみなされ、その効力を有しない。

契約が無効となる理由が契約の一部に関係する場合は、当該契約は特定関連部分のみが無効とみなされ、残りの部分は依然として有効である」。

この規定は、無効と取消しとを区別する日本民法とは異なり、絶対無効（確定的無効）と相対無効（不確定的無効）とを区別するフランス民法に由来する。すなわち、フランス民法には、「絶対無効」(nullité absolue)及び「相対無効」(nullité relative)の概念が存在する。この両者の区別は、今日では、次のように解されている。すなわち、当事者の一方、第三者ないし特定の第三者の私的な利益(intérêt particulier)を保護する規定が侵害された場合のサンクションが相対無効であり、他方、公益(intérêt général)にとって不可欠な無効が絶対無効であるとする。換言すれば、無効が絶対的であるか相対的であるかは、問題となっている利益が公益か私的な利益かによると解されている。

このようなフランス民法の理解を前提とすれば、①「不確定無効契約とは、自然人の権利及び利益のみに関係する契約である」とし、②「確定無効契約とは、国家又は社会全体の権利と利益に関係する契約である」とする、上記のラオス契約法の条文も容易に理解できる。すなわち、①は相対無効であり、②は絶対無効である。

ところが、ラオスのメンバーは、この「絶対無効・相対無効」と、15条の「全部無効・一部無効」とを混同する。その著したドラフト案では、全部無効が絶対無効の効果であり、一部無効は相対無効の効果であるとする。しかし、「絶対無効・相対無効」と、「全部無効・一部無効」とは、次元が全く異なる。すなわち、「絶対無効・相対無効」は、だれがその無効を主張することができるかという問題である。そして、ラオス契約法14条に規定されているように、相対無効（不確定無効）が、詐欺や強迫を受けた者のような個人の利益を保護する制度であり、当該個人のみが主張することができる。これに対して、絶対無効（確定無効）は、国家又は社会全体の利益に関するものであり、その無効はだれでも主張することができるものである。他方、「全部無効・一部無効」は、このように主張された無効が、契約の全体に及ぶのか（全部無効）、その一部の条項のみを無効とするのか（一部無効）、という問題である（ラオス契約法15条）。したがって、絶対無効・相対無効の結果、全部無効か一部無効かという問題が起きることになる。

ラオス契約法は、日本民法とは異なるが、以上のような視点から無効を規定しており、この制度を将来的に変更する理由を、現時点では見いだすことはできない。

## 第4 今後の課題と展望

### 1 民法教科書支援の有する意義

今回のラオス法整備支援では、判決書及び検察マニュアルの作成のほか、民法の教科書と商法（企業法）のコンメンタールの作成支援が行われた。そして、2006年11月15日の

本邦研修では、ラオス側から、企業法のコンメンタールについて、裁判官などの実務家からの高い評価が紹介された。確かに、法律を逐条解説したコンメンタールの作成は、実務にとって大きな意義を有し、ラオスの発展に直ちに寄与するものと思われる。

これに対し、民法の教科書は、ラオスの現行民法の教科書ではなく、また、将来のラオス民法の草案が存在するわけでもない。その限りでは、やや中途半端な支援のようにも解されかねない。しかし、民法の体系や考え方は、個々の条文からではなく、教科書から読み取ることができよう。とりわけ、私が担当したラオスの契約法は、現在のラオスの社会には十分なものであるかもしれないが、近い（しかも目前にある）将来、資本主義経済の浸透とともに、不十分なものとなることは確実である。そこで、今回作成される民法の教科書から、その欠落を埋めるためにどのような制度が必要なのか、また、現行の制度をどのように活用できるのかを読み取り、それを参考に新しい制度を創設してほしいと考えている。のみならず、この教科書を、司法省はもちろん、ラオスの国立大学法学部で用いることにより、将来の人材育成が可能となるであろう。そしてこの点に関しては、少なくとも、今回の法整備支援に参加して私たちの研修を受け、教科書のドラフトを作成したラオスのワーキング・グループのメンバーの法的知識と思考能力とが、格段に向上したことは確かである。まだ若い彼らを中心に、ラオスの民商法の理解が深まることが期待される。

いずれにしても、教育には時間がかかり、一朝一夕には民法教科書の作成支援の効果が現れないかもしれない。ラオスの民法に関しては、少し長いスパンを設定して見守る必要があると思われる。

## 2 今後のラオスにおける課題

民法の教科書が作成されると、民法領域に関するプロジェクトは一段落したこととなるだろう。とはいえ、ラオス民法に関する今後の課題は多い。最後に、その幾つかを列挙しておく。

第一に、ラオス民法のうち、現状に合わない規定は早急に改正がなされるべきであろう。

第二に、ラオスの現行民法の理解を深めるべきである。そのためには、今回作成されるであろう教科書の記述をよく理解することはもちろん、各規定の沿革や趣旨を明確にする必要がある。とりわけ、旧宗主国であるフランスの民法や、近隣諸国の民法との比較がなされるべきである。今回の法整備支援で数回のセミナーを担当して、ラオスの現行民法の研究が、比較法的な考察を含めて、ほとんどなされていないと感じた。

第三に、民法のみならず、ラオスには法律の教材が少なく、ラオス国立大学でも、約60科目のうち32科目にしか教材が存在しないとのことであった。しかし、いうまでもなく、教育においては教材が不可欠であり、とりわけ良い教材・教科書は、教育水準全体を向上させ、かつ、平準化させる。したがって、今回作成する民法教科書のみならず、今後はラオス現行法の教科書を、ラオスの法律家が自ら積極的に作成すべきであると考えられる。

ともあれ、私自身も二回ラオスに赴き、また、本邦研修にも携わり、それなりに時間を費やした民法教科書の作成支援が、将来のラオスの発展に少しでも貢献することを願うばかりである。

なお、末尾ではあるが、小宮・小口の両長期専門家を始めとして、多くの方々にお世話になった。ここに記して感謝したい。

# ラオス民法教科書作成支援について

## － 3. 担保法について －

中央大学法学部教授 古 積 健三郎

### 第1 はじめに

ラオスには1994年に成立した「契約履行担保に関する法律」があり、この法律は2005年に改正されたばかりである（知的財産権の担保化の要請などを受けてのようである。）。本プロジェクトの民法教科書の担保編の作成では、当然、この法律の内容を簡潔に分かりやすく説明することが主眼とされた。しかし同時に、ラオスの若手法律家に今後の担保法制のあるべき方向性を考えてもらうために、私は3度の本邦研修で、ラオス法と対比する形で日本の担保法制をできるだけ丁寧に解説することにした。

私がラオスの若手法律家と直接接する機会があったのは、結局、この3度の本邦研修においてのみであったが、それでも、彼らとの議論を通じてラオス担保法の現状をかなり理解することができたと思う。以下には、本邦研修を通じてラオス法の特徴として印象深く思ったことを列挙してみたい。

### 第2 ラオス担保法全体の特徴

ラオスの「契約履行担保に関する法律」（以下では単にラオス担保法と呼ぶ）は、アメリカ法、特に統一商事法典（UCC）の影響を相当受けたものようである。ラオス担保法では、はじめに総則の規定（担保の定義や種類などに関する一般的な規定）が置かれ、続いて各種の担保についての規定、すなわち、「動産による担保」、「不動産による担保」、さらには「人による担保」の規定がある。そして最後に、各種の担保に通じる問題についての規定が置かれている。条文数は全体で40くらいにとどまっている。

その中でまず目を引くのは、担保の種類を、まず「法律に基づく担保」と「契約に基づく担保」に分け（ラオス担保法3条～5条。なお、旧担保法には、これ以外に「裁判所の判決に基づく担保」という類型があり（旧法3条、6条）、これがいかなる意味を持つものかがはっきりしなかったが、結局、新法ではこの担保に関する規定は削除されることになった。）、次に「契約に基づく担保」を「不動産による担保」、「動産による担保」（これらは併せて「物による担保」ともいわれる。）及び「人による担保」に分けている点である（ラオス担保法5条、8条）。前者の分類は日本法でいう法定担保物権と約定担保物権に相当するものであり、後者の分類はいわゆる物的担保と人的担保に相当するものであろう。

ところが、ラオス法は日本法のように財産権を物権と債権に分けるという体系を持っていないために、それ特有の問題がこの分類に内在している。

例えば、ラオス担保法は、「動産による担保」又は「不動産による担保」では、債務者自身

が自分の財産を提供するケースを想定しており（12条、20条）、いわゆる物上保証が認められないかのような規定の体裁になっている。ラオスではどうやら、「契約による担保」は当事者の契約・約束の一つであり、これが「不動産による担保」などに当たる場合には債務者と債権者との契約、「人による担保」に当たる場合には保証人と債権者との契約、という理解があるように思われた。このため、いわゆる物上保証は一応「人による担保」に包含されることとなり、債務者以外の第三者が物権たる抵当権を設定するという事案が法律では考慮の外に置かれてしまったようである。しかし、「人による担保」の内容は正に日本法における保証にほかならず、これだけでは特定財産からの優先弁済権という物上保証の効力は得られない。このことをラオスの法律家に理解させることには多少苦勞した。物権・債権を明確に分別しないラオス法では、物権の優先的効力についての配慮が薄くなるのかもしれない。若手法律家との議論では、ラオス法がいわゆる物上保証を積極的に否定する趣旨なのか、あるいはそうではないのかが必ずしもはっきりしなかったが、これは理論的には否定されるべきことではないだろう。

さらに、ラオス担保法では契約によって不動産を担保に供したケースでは、その後債務者が当該不動産を第三者に譲渡することは許されないものとしている（25条2項）。日本法では、抵当権を設定してもなお所有権を有する債務者はこれを第三者に譲渡することができるはずである。その場合でも、抵当権には追及効があるために理論的には抵当権者は害されない。ラオス法でこれが制限されるのは、「物による担保」が物権でありこれには追及効があるという理解がとられていないからかもしれない。また、物権としての効力を徹底するには当然登記による公示が整備されている必要があるが、ラオス法ではここにも問題を残しているようである。すなわち、確かに「不動産による担保」における優先弁済権の要件として登記が要求されているが（31条3項）、この登記が日本の登記のような充実した公示制度とはなっていないらしい。それゆえ、ラオス法では、今後不動産担保を有用なものとするには、何より公示制度の充実を図る必要がある。

### 第3 抵当権と質権の未分化

前述のように、ラオス担保法ではいわゆる物的担保が「動産による担保」と「不動産による担保」に大きく分けられているが、それぞれにおいて債権者が取得する権利が、日本法のような質権、抵当権という類型として表現されていない。一応、「不動産による担保」の内容は債権者に占有を移転しないことを予定しているため（24条参照。債務者に使用权があるとされる。）、これは抵当権に相当するといつてよい。

ところが、「動産による担保」は訳語では「質」と表現されているが、その中には債権者が目的物を占有する場合とそうではない場合の双方が含まれている。後者のケースには「書類による質」と呼ばれているものがあり（15条）、その代表例としては、自動車の権利関係を証明する文書を債権者に交付するケースがあるようである。かかる文書が有価証券であるならばこれはいわゆる日本の権利質に相当するが、この文書はどうやら有価証券ではないようである。むしろ、この文書の交付は担保の設定を対外的に明らかにする趣旨にすぎないよう

であり、一種の登録に近い意味を持っている。

そうすると、かかる担保は恐らく、日本法でいう自動車抵当に相当するものであろう。それにもかかわらずこれを典型的な質権と同じ用語の下で扱っているのは、ラオス担保法では約定担保を質権と抵当権に大別するという考え方が確立されていないことの証ともいえる。確かに、ラオス担保法が影響を受けたと思われるアメリカ統一商事法典では、動産の担保についてはすべて **Security interest** という概念の下、占有を移転するタイプもそれ以外のタイプも統一的に規定されているが、やはり占有の存否如何で担保の権利内容も変わってくるから、今後ラオス法でも質、抵当という分類の導入を検討すべきではないかと研修では強調しておいた。

#### 第4 有体財産と無体財産の未分離

ラオス担保法は、「動産による担保」の中で、典型的動産質権に相当するもののほか、日本法での権利質に相当するものを一括して規定している。特に、旧法以来「倉庫商品による質」がここに規定されているが（17条）、これは権利証書を債権者に交付するものであり、仮にこの証書が有価証券であるならば、これは日本法の権利質にほかならないことになる。ただし、この点は研修中の議論でもはっきりしなかった。

さらに、新法では「動産による担保」の中に株式、社債、知的財産権が盛り込まれることになったが（11条、19条参照）、これらは明らかに日本法の権利質の範ちゅうに属するものである。それにもかかわらずこれらをすべて「動産による担保」の中に入括したのも、アメリカ統一商事法典の影響とっていいだろう。確かに、物の占有の移転如何を担保の類型に反映させない立場をとる場合、有体財産である動産と知的財産権を担保の分類において特に区別する必要性は少なくなるといえる。しかし、権利内容の取扱いにおいて、知的財産権を単純に有体財産と同様に処理するわけにはいかないだろう。

知的財産の問題は、まずそれに関する権限・利益配分をどうするのかという点をはっきりさせなければならない。すなわち、著作権、特許法などの基本法を整備する必要があり、これを受けて初めてそれらの担保化の方法も確立するといえる。したがって、この問題はラオス法において今後知的財産法の整備とともに詰められなければならない。

#### 第5 担保の付従性

若手法律家との議論の中で問題になった点として、特に「人による担保」が、いわゆる保証、すなわち主たる債務に付従するケースのみを指すのか、あるいは日本法でいう身元保証ないし損害担保契約も包含するものなのかがあった。ラオス担保法の条文では基本的に主たる債務に付従するケースが想定されている（26条、30条）。ただ若手法律家の説明では、「人による担保」を日本法の保証より広くとらえている傾向があり、「損害担保契約」も意図されているようであった。

いずれにしても、典型的な担保は、通常、担保されるべき債権に付従するという原則がとられるため、この付従性を貫くべき局面とそうではない場合を意識的に区別して法律を整備

するのが望ましいという議論を研修では行っていた。このことは若手法律家の諸君にもかなり理解してもらえたように思う。

## 第6 ラオスの経済体制特有の問題

法律は当然その国の国家体制に応じて異なるものであり、ラオス担保法にもその点で日本法とは異なる点がある。

例えば、同一不動産などに担保物権が競合した場合、日本法では約定担保物権が法定担保物権に結果的に優先するケースが多い。これは自由主義的発想に合致した取扱いだろう。しかし、ラオス担保法では「契約による担保」は「法律による担保」に劣後するという発想がとられている（7条）。研修では、これを今後の経済情勢との関係でそのまま維持していくべきか議論になるだろうと指摘した。また、「不動産による担保」の契約をするときに、契約書に目的不動産の価額を明示することが要求されているが（22条）、その意味についても研修で議論された。価格変動が当然である自由主義社会にとってこの規定は奇異なものであるとの指摘をしておくにとどめたが、このような点も今後のラオスの経済情勢で変わっていく可能性があるかもしれない。

## 第7 おわりに

以上が本プロジェクトにおいて私が特に印象深く感じた点である。経済体制が日本とは異なるラオスの人々に、日本法の考え方を理解させるのはなかなか難しいときもあったが、研修に来られた若手法律家の諸君は真剣に私の話に耳を傾けてくれて、最終的には十分にこちらの意図が伝わったようである。

とりわけ、担保法のテキストの執筆担当者となったナロンリット氏は研修の成果を十分に活かしていたと思う。同氏の書いたテキストの素原稿（英訳）には私も目を通したが、日本法などの比較法にも言及しつつ、ラオス担保法を簡潔に解説するものに仕上がっていた。

最後に、この場を借りて、本邦研修その他においてお世話になった法務省及び JICA の関係者の方々に感謝を申し上げたい。